

幼保連携型認定こども園及び幼稚園型認定こども園における留意事項

(1) 認定こども園においては、1号児（新2号児を含む）に対する預かり保育のみが対象となります。

(2) 周知文書及び令和5年度の事業が分かる書類（実施計画書等）について
この補助金の根拠書類としては、1号児に関する部分について保管が必要です。
同一文書に、2号児及び3号児に関する事項が記載されている場合には、1号児に関する箇所をマーカーで明示するなど、後で見ても内容が把握できるようにしておいてください。

(3) 預かり保育日誌の写しについて
日誌についても、この補助金の根拠書類としては、1号児に関する部分について保管が必要です。2号児及び3号児が同一の日誌に記載されている場合は、1号児に○をつけるなど、区別できるようにしてください。合わせて、平均預かり園児数は1号児のみを計上し、2号児及び3号児を含めないでください。

(4) 預かり保育担当教職員の人件費について
幼稚園型認定こども園（並列型及び年齢区分型）においては、幼稚園に所属する教職員分の人件費を御記入いただき、認可外保育施設所属の教職員分は記入しないでください。